

企画提案仕様書

1 委託業務の内容

(1) 仕様書にて指定する広告の実施及び啓発媒体の作成

①特設ホームページの構築

- ・第25回参議院議員通常選挙に係る選挙啓発及び投開票速報により構成すること
- ・作成に当たっては、別紙「ウェブページの作成について」を参照すること

②インスタメディア広告等

- ・より多くの県民が接することのできる広告手段を活用すること（例えば、視認性の高いインスタメディア広告や生活情報誌等）

③啓発物資

- ・全体数量の中で、季節性や実用性を勘案して内容を検討すること

(2) 統一コンセプト、デザイン等の選定、企画

- ・選挙に関するイメージキャラクターを使用する場合は、「アッピー」をメインキャラクター又はサブキャラクターとして使用すること

(3) その他啓発効果の高い事業等の企画・提案

- ・全年齢層向けに啓発効果が高まるよう、(1)の事業における手法について工夫するほか、別紙「啓発事業計画(案)」で例示した事業以外も含め、話題性に優れた事業を検討すること

2 委託業務の実施期間

契約締結の日から、選挙期日翌日まで

3 各種啓発事業に盛り込む選挙情報

(1) 選挙期日 未定(6月30日～7月21日の間)

(2) 選挙区分 第25回参議院議員通常選挙

(3) 管理執行機関 愛媛県選挙管理委員会

4 啓発事業企画書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 見積業者及び請負業者等については、事業実施に支障のない範囲内で、県内業者を採用すること。
- (2) 公職選挙法等の関係法令に抵触しない内容であること。
- (3) 啓発のデザインに採用する素材については、公職の候補者及び後援団体等と関係のあるものは一切使用しないこと。

5 その他留意事項

- (1) 各種啓発事業は、公示日(選挙期日の少なくとも17日前とされている)から実施すること。
- (2) 委託業者については、委託期間中、第25回参議院議員通常選挙に係る立候補予定者又は政党その他の政治団体の政治活動に関与してはならないこと。
- (3) 啓発事業企画書等の作成及びこれに係る附帯事業に要する経費等については、すべて参加業者の負担とするものであること。
- (4) 委託業務の実施による成果物等の著作権は県に帰属するものとする。